

証券コード 2325
2019年3月8日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株 式 会 社 N J S
代表取締役社長 村 上 雅 亮

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月26日（火曜日）午前10時
(当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング 14階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第69期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.njs.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年1月1日から  
2018年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は拡大基調が持続すると見られていましたが、米ハイテク企業の減速や米中貿易摩擦等の影響により年後半より不安定な動きとなっています。日本経済については人口減少社会の中で人手不足や外需減速が顕在化しており、先行き不透明な状況にあります。一方、デジタル化・グローバル化による社会・経済の潮流は着実に進行しており、デジタル技術を活用した生産性向上が必要な時代となっています。

水と環境のインフラ事業に関しても、世界では人口増および都市化による需要増、気候変動による影響の深刻化、上下水道インフラの老朽化、厳しい財政事情などの問題に直面しており、デジタル技術を活用した効率的なシステムの構築およびマネジメントの改革が必要になっています。日本の上下水道事業については、人口減少による経営効率の低下、施設の老朽化、災害の多発などの問題を抱え、マネジメントの効率化、災害対策の強化、環境負荷の削減などの取り組みが必要になっています。

これに対し当社グループは、“水と環境のConsulting & Software”を新しいコンセプトに定め、コンサルティングとソフトウェアの両面から国内外の水インフラ事業に取り組んでいます。従来のコンサルティングに加えてソフトウェアを提供することによりサービスの充実と事業価値の向上を図ろうとするものです。クラウド型総合管理システムSkyScraper、ストックマネジメントツールKanroKarte、閉鎖性空間調査ドローンAirSlider、下水処理プロセスシミュレータBioWin、リアルタイム情報発信装置SkyManholeなどが現在の主力ソフトウェアです。

当連結会計年度における当社グループの業績は、連結受注高は16,684百万円(前連結会計年度比8.5%減)、連結売上高は18,265百万円(同10.1%増)となりました。

利益面では、売上高の増加に加え、生産性向上の取り組みにより、営業利益は2,887百万円(同133.0%増)、経常利益は2,893百万円(同132.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,927百万円(同171.3%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

(国内業務)

国内事業については、事業の効率化に向けたアセットマネジメント、企業会計移行、官民連携事業の業務、地域の安全確保と環境保全に向けた地震対策、雨水対策、エネルギー対策等の業務に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は13,523百万円(前連結会計年度比13.5%減)となりました。売上高は前期からの繰越業務の消化が順調に進捗したことにより14,220百万円(同34.2%増)と伸長し、営業利益は2,649百万円(同187.3%増)となりました。

(海外業務)

海外事業については、アジア、中東、アフリカ、中南米等の新興国における上下水道事業の着実な進展に向けて、水インフラ整備と運営能力形成業務等に取り組んでまいりました。

この結果、受注高はインド国ベンガルール上下水道整備事業の大型案件を受注したことにより3,160百万円(前連結会計年度比21.7%増)となりました。売上高は3,868百万円(同33.4%減)となり、営業利益は129百万円(同39.9%減)となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度中における重要な事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度中の資金調達はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度                     | 第66期<br>(自. 2015. 1. 1<br>至. 2015. 12. 31) | 第67期<br>(自. 2016. 1. 1<br>至. 2016. 12. 31) | 第68期<br>(自. 2017. 1. 1<br>至. 2017. 12. 31) | 第69期<br>(自. 2018. 1. 1<br>至. 2018. 12. 31) |
|-------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 受 注 高 (百万円)                   | 17,139                                     | 13,363                                     | 18,240                                     | 16,684                                     |
| 売 上 高 (百万円)                   | 17,849                                     | 16,402                                     | 16,587                                     | 18,265                                     |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 1,892                                      | 835                                        | 1,244                                      | 2,893                                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 974                                        | 314                                        | 710                                        | 1,927                                      |
| 1 株当たり当期純利益 (円)               | 99.93                                      | 32.27                                      | 72.88                                      | 197.74                                     |
| 総 資 産 (百万円)                   | 22,381                                     | 22,752                                     | 21,779                                     | 25,235                                     |
| 純 資 産 (百万円)                   | 16,435                                     | 16,199                                     | 16,597                                     | 18,120                                     |
| 1 株当たり純資産額 (円)                | 1,686.03                                   | 1,661.89                                   | 1,702.70                                   | 1,858.94                                   |

(注) 第69期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金             | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                             |
|---------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------------------------------|
| 株式会社N J S ・ E & M               | 100百万円            | 100%               | 上下水道事業体の運営管理支援業務、上下水道会計処理業務・工務窓口業務、施設管理業務 |
| 株式会社N J S コンサルタンツ               | 400百万円            | 100%               | 主に海外における上下水道事業、環境その他の総合コンサルティング業務         |
| オリオンプラントサービス株式会社                | 30百万円             | 100%               | 公共施設向け電気設備全般の設計業務                         |
| B&E ENGINEERS                   | 507千米ドル           | 100%               | 米国における都市開発などのコンサルティング業務                   |
| CONSORCIO<br>NJS-SOGREAH S.A.   | 1,000千<br>コロン     | 100%               | コスタリカ国における環境改善事業、上下水道事業、その他の総合コンサルティング業務  |
| NJS ENGINEERS<br>INDIA PVT.LTD. | 49,600千<br>インドルピー | 100%               | インド国における上下水道拡張計画、水環境改善事業、その他の総合コンサルティング業務 |

(注) CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A.は当社の子会社である株式会社NJSコンサルタンツが100%出資しております。

### ②事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

上下水道事業の持続的発展に向けて、コンサルティングサービスの拡充を図るとともにソフトウェアの開発と販売を強化してまいります。このため、事業の基本方針に“水と環境の Consulting & Software”を掲げ、以下の課題に取り組みます。

### ① インフラのライフサイクルを通じたビジネスの構築

インフラのライフサイクルを通じた管理の実現に向けて、点検調査、解析診断、修繕改築、運転管理、災害対策、運営管理に対応した、コンサルティングとソフトウェアのサービスを構築する。

### ② 広域化や官民連携事業におけるコンサルティングサービスの強化

上下水道事業の広域化や官民連携事業などの事業改革に積極的に対応し、コンサルティングサービスの強化と領域拡大を図る。

### ③ 技術と事業のグローバル化

世界の技術動向に注目し先進的技術の導入・普及を図るほか、当社のソフトウェアやツールの海外展開、海外における現地企業の育成や連携を推進する。

### ④ ソフトウェア事業の確立

ソフトウェアと関連ツールの開発を促進し、販売・サービス体制の強化、上下水道以外のインフラ管理への展開、多様な企業や機関との連携を実現する。

### ⑤ プロセス改革による生産性向上

業務プロセスの生産性向上と品質確保、さらに建設・維持管理フェーズとの効率的な情報連携を見据えて、BIM/CIMの積極的な活用と投資を実施する。

### ⑥ ソーシャルキャピタルの構築と深化

社内外で形成される、信頼、規範、ネットワークを重視して、品質管理、人材育成、ワークライフバランス、人事制度改革、コンプライアンス、CSRを推進する。

**(7) 主要な事業内容**（2018年12月31日現在）

日本国内及び海外で次の事業を行っております。

- ① 上下水道等のインフラのライフサイクルを通じたコンサルティングとソフトウェアの開発・提供
- ② 調査・設計・施工管理・経営コンサルティング
- ③ 防災減災対策、環境計画、環境アセスメント
- ④ 上下水道等の事業運営に関するサポート業務
- ⑤ 住民サービス・財務会計処理・総合施設管理
- ⑥ 企業会計移行・官民連携サービス・経営改善支援
- ⑦ 上下水道等の海外コンサルティング事業
- ⑧ 不動産の賃貸、売買及び管理

(8) 主要な拠点等 (2018年12月31日現在)

当社本社・支店等

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
支社・事務所 東部支社 (東京都港区)  
東京総合事務所 (東京都港区) 札幌事務所 (北海道札幌市) 仙台事務所 (宮城県仙台市) 関東事務所 (埼玉県さいたま市) 千葉事務所 (千葉県千葉市) 横浜事務所 (神奈川県横浜市) 長野事務所 (長野県長野市) 静岡事務所 (静岡県静岡市) 名古屋総合事務所 (愛知県名古屋市) 北陸事務所 (石川県金沢市)  
その他出張所24箇所  
西部支社 (大阪府大阪市)  
大阪総合事務所 (大阪府大阪市) 広島事務所 (広島県広島市) 松山事務所 (愛媛県松山市) 九州総合事務所 (福岡県福岡市)  
その他出張所26箇所

主要な子会社

株式会社N J S・E & M

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社N J S コンサルタンツ

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号

現地機構 マニラ事務所 (フィリピン国) リマ事務所 (ペルー国)  
コロombo事務所 (スリランカ国) チッタゴン事務所 (バングラデシュ国) ドバイ事務所 (アラブ首長国連邦)

オリオンプラントサービス株式会社

本社 東京都台東区蔵前二丁目4番5号

B&E ENGINEERS

米国アルカディア市

CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A.

コスタリカ国サンホセ市

NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.

インド国ブネ市



**(9) 従業員の状況**（2018年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 737名 | 7名減         |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 477名 | 17名増   | 43.2歳 | 15.6年  |

**(10) 主要な借入先の状況**（2018年12月31日現在）

借入金はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,048,000株（自己株式300,241株を含む）  
 (3) 株主数 3,318名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社                                   | 3,420千株 | 35.1%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                             | 685千株   | 7.0%    |
| CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL                   | 472千株   | 4.8%    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                     | 248千株   | 2.5%    |
| 株 式 会 社 ジ ェ ー ・ イ ー ・ シ ー                             | 184千株   | 1.9%    |
| N J S 社 員 持 株 会                                       | 173千株   | 1.8%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（信託口）                           | 168千株   | 1.7%    |
| K B L E P B S. A. 1 0 7 7 0 4                         | 114千株   | 1.2%    |
| SANTANDER SECURITIES SERVICES,<br>S.A. / IICS CLIENTS | 104千株   | 1.1%    |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                               | 96千株    | 1.0%    |

- (注) 1. 当社は自己株式300千株を保有していますが、上記大株主からは除いております。  
 2. 持株比率は自己株式（300千株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況             |
|---------------|---------|-------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 村 上 雅 亮 |                                     |
| 常 務 取 締 役     | 土 田 裕 一 |                                     |
| 取 締 役         | 遠 藤 裕 邦 | 日本ヒューム(株)常務取締役<br>旭コンクリート工業(株)社外監査役 |
| 取 締 役         | 田 中 亮   | 西部支社長                               |
| 取 締 役         | 秋 山 暢 彦 | 東部支社長                               |
| 取 締 役         | 吉 原 哲 二 | 管理本部長                               |
| 取 締 役         | 谷 戸 善 彦 | 開発本部長                               |
| 取 締 役         | 山 田 雅 雄 | 名工建設(株)社外監査役<br>名古屋市立大学特任教授         |
| 取 締 役         | 小 幡 康 雄 |                                     |
| 常 勤 監 査 役     | 安 田 伸 一 |                                     |
| 監 査 役         | 豊 口 直 樹 | 日本ヒューム(株)専務取締役                      |
| 監 査 役         | 増 渕 智 之 | 日本ヒューム(株)常務取締役                      |

- (注) 1. 取締役遠藤 裕邦氏、取締役山田 雅雄氏及び取締役小幡 康雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役豊口 直樹氏及び監査役増渕 智之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山田 雅雄氏、取締役小幡 康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役安田 伸一氏は、金融機関における企業審査、財務分析及び経営管理の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報酬等の総額             |
|--------------------|------------|--------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外) | 9名<br>(3名) | 220百万円<br>( 27百万円) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外) | 3名<br>(2名) | 33百万円<br>( 15百万円)  |
| 合 計                | 12名        | 253百万円             |

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。  
2. 当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。  
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
なお、当事業年度における取締役に対する使用人分給与の支給はありません。  
4. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の臨時株主総会決議において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
5. 監査役の報酬限度額は、2003年3月27日開催の第53回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役遠藤 裕邦氏は日本ヒューム(株)の常務取締役及び旭コンクリート工業(株)社外監査役を、監査役豊口 直樹氏は日本ヒューム(株)の専務取締役を、監査役増淵 智之氏は同社の常務取締役をそれぞれ兼務しております。なお、日本ヒューム(株)は当社の株式を35.1%保有する大株主であり、また、旭コンクリート工業(株)は日本ヒューム(株)の関連会社であります。当社と両社との間に重要な取引関係はありません。

取締役山田 雅雄氏は名古屋市立大学特任教授及び名工建設(株)の社外監査役を兼務しております。当社と各兼務先との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|     |         | 活 動 状 況                                                                                                                     |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 遠藤 裕 邦  | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。                                                  |
| 取締役 | 山 田 雅 雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。                                                  |
| 取締役 | 小 幡 康 雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。                                                  |
| 監査役 | 豊 口 直 樹 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 増 淵 智 之 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、監査役会14回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。 |

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び社員等は、法令、定款及び「NJS倫理規程」、「NJS企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」等の社内規程を順守する。

コンプライアンス室は、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実施、教育研修の企画・実施・指導等を行い、内部監査部は、全社のコンプライアンスの順守状況を監査する。

「公益通報者保護規程」に基づき、コンプライアンス室に社内通報窓口を、顧問法律事務所に社外通報窓口を設置し内部統制の補完、強化を図る。

取締役及び社員等の法令・定款等違反行為については、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し「文書管理規程」により保存し、取締役又は監査役からの閲覧要請に備える。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」により、想定されるリスクごとに担当取締役を定め、取締役である危機管理責任者が、危機の防止・排除及び不測の事態に対応できる体制を構築する。

内部監査部は、全社的リスク管理の状況をレビューし、その結果を社長及び監査役に報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、役員規程、職制規程及び取締役会で定める取締役分掌業務により、取締役と社員の職務の分掌と権限を定める。

**(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は当社を中心とする企業グループの経営を適正、円滑に行うために、グループ経営の基本方針を「NJSビジョン」に定め、以下の管理ルールに基づきグループ企業の情報を共有し、子会社の管理、指導、育成を行う。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき会社経営上の重要な事項及び重要な変更について当社に報告する。

各子会社の「公益通報者保護規程」に基づき国内子会社の社外公益通報窓口を当社コンプライアンス室に設置する。さらに、子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役及び社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき同規程の承認事項について、当社取締役会の承認を取得する。

内部監査部は、当社企業集団全体の内部監査を実施する。

**(6) 財務報告の適正性を確保するための体制**

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じて業績向上に寄与するものであり、適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行なうことは、当社に対する社会的な信用の維持・向上に資することから、代表取締役社長は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、その職務を補助すべき社員2名以上を、監査役室兼務とし監査業務の補助に当たらせる。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重することとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

補助者は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。



## **(9) 監査役への報告に関する体制**

取締役及び社員等は、監査役に対して法定事項に加え、当社企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「危機管理規程」に基づく危機の発生状況・対策、「公益通報者保護規程」に基づく通報の調査結果を報告するとともに、利益の無償供与に関する資料を提出する。

また、社員等は「コンプライアンス規程」に基づき、同規程に反する事実を知ったときは、直接監査役に通報できることとする。

子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役又は社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

## **(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

「公益通報者保護規程」に基づき、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないこととする。さらに、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じる。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

## **(11) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。

## **(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、いつでも取締役及び社員等に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる。内部監査及び監査法人による部所、子会社往査には必ず参加要請を行う。

また、監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会は、定期的に開催する。

### **(13) 反社会的勢力への対応に関する事項**

「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

## **6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

### **(1) 取締役の職務執行**

当事業年度において取締役会を13回開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針、経営計画の策定等の経営に関する重要事項に関する審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### **(2) 監査役の職務執行**

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧、代表取締役、関係取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会の開催のほか、必要に応じて事業所や子会社の往査に同行することにより、取締役の職務執行、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### **(3) 子会社における業務の適正の確保**

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上及び業務上の重要事項については、当社の取締役会で承認しております。また、報告事項については、定期的に報告を受けております。

内部監査部は、子会社の監査を実施し、適切に指示及び指導等を行いました。

### **(4) コンプライアンス**

全社員を対象としたコンプライアンス研修の定期的な開催等により、法令や社内規程等を順守するための取り組みを行いました。

当社コンプライアンス室にホットライン（通報窓口）を設置し、当社及び子会社の社員等が情報提供・相談できる体制を構築しています。また、ホットライン利用者（通報者）が、不利益を被らないよう厳格な措置を講じることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

# 連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                   | 負 債 の 部                |                   |
|----------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                  | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>20,457,540</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,613,533</b>  |
| 現金及び預金               | 13,615,344        | 業務未払金                  | 743,301           |
| 受取手形及び完成業務未収入金       | 1,517,468         | 未払法人税等                 | 1,042,410         |
| 未成業務支出金              | 4,320,337         | 未成業務受入金                | 1,386,493         |
| 繰延税金資産               | 590,863           | 賞与引当金                  | 353,359           |
| その他                  | 472,752           | 受注損失引当金                | 53,546            |
| 貸倒引当金                | △59,226           | 損害補償損失引当金              | 233,783           |
|                      |                   | その他                    | 1,800,638         |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>4,778,220</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,501,773</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>2,218,013</b>  | 長期未払金                  | 42,714            |
| 建物及び構築物              | 1,020,992         | 退職給付に係る負債              | 1,307,210         |
| 機械装置                 | 11,320            | 繰延税金負債                 | 303               |
| 車両運搬具                | 1,188             | 資産除去債務                 | 78,401            |
| 工具、器具及び備品            | 107,276           | その他                    | 73,143            |
| 土地                   | 1,077,235         |                        |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>174,269</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,115,307</b>  |
| ソフトウェア               | 155,909           |                        |                   |
| 電話加入権                | 18,178            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| その他                  | 182               | 株 主 資 本                | 17,721,437        |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>2,385,936</b>  | 資 本 金                  | 520,000           |
| 投資有価証券               | 1,462,825         | 資 本 剰 余 金              | 300,120           |
| 長期預金                 | 42,980            | 利 益 剰 余 金              | 17,300,639        |
| 繰延税金資産               | 260,648           | 自 己 株 式                | △399,321          |
| その他                  | 796,436           | その他の包括利益累計額            | 399,015           |
| 貸倒引当金                | △176,954          | その他有価証券評価差額金           | 458,687           |
|                      |                   | 退職給付に係る調整累計額           | △15,578           |
|                      |                   | 為替換算調整勘定               | △44,093           |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>25,235,760</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>18,120,453</b> |
|                      |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>25,235,760</b> |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 連結損益計算書

(2018年1月1日から  
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 売上高             |           | 18,265,335 |
| 売上原価            |           | 10,901,693 |
| 売上総利益           |           | 7,363,642  |
| 販売費及び一般管理費      |           | 4,476,623  |
| 営業利益            |           | 2,887,018  |
| 営業外収益           |           |            |
| 受取利息            | 8,396     |            |
| 受取配当金           | 20,120    |            |
| 受取賃貸料           | 4,406     |            |
| その他             | 7,273     | 40,196     |
| 営業外費用           |           |            |
| 為替差損            | 31,981    |            |
| 支払利息            | 352       |            |
| その他             | 896       | 33,230     |
| 経常利益            |           | 2,893,984  |
| 特別利益            |           |            |
| 固定資産売却益         | 440       |            |
| 資産除去債務戻入益       | 10,820    |            |
| 損害補償損失引当金戻入額    | 21,747    | 33,008     |
| 特別損失            |           |            |
| 固定資産除売却損        | 5,581     |            |
| 損害補償損失引当金繰入額    | 80,375    | 85,956     |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 2,841,036  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,131,248 |            |
| 法人税等調整額         | △217,754  | 913,494    |
| 当期純利益           |           | 1,927,542  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 1,927,542  |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から  
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |         |            |          |            |
|---------------------------|---------|---------|------------|----------|------------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 2018年1月1日残高               | 520,000 | 300,120 | 15,763,012 | △399,044 | 16,184,088 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |         |            |          |            |
| 剰余金の配当                    |         |         | △389,915   |          | △389,915   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |         | 1,927,542  |          | 1,927,542  |
| 自己株式の取得                   |         |         |            | △277     | △277       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |         |            |          | —          |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | —       | 1,537,627  | △277     | 1,537,349  |
| 2018年12月31日残高             | 520,000 | 300,120 | 17,300,639 | △399,321 | 17,721,437 |

|                           | その他の包括利益累計額      |                  |                    |                   | 純資産合計      |
|---------------------------|------------------|------------------|--------------------|-------------------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 2018年1月1日残高               | 467,175          | △34,183          | △19,317            | 413,673           | 16,597,762 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |                  |                    |                   |            |
| 剰余金の配当                    |                  |                  |                    |                   | △389,915   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |                  |                    |                   | 1,927,542  |
| 自己株式の取得                   |                  |                  |                    |                   | △277       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △8,487           | 18,604           | △24,775            | △14,658           | △14,658    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △8,487           | 18,604           | △24,775            | △14,658           | 1,522,691  |
| 2018年12月31日残高             | 458,687          | △15,578          | △44,093            | 399,015           | 18,120,453 |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 (国内) 株式会社NJS・E&M  
株式会社NJSコンサルタント  
株式会社NJSデザインセンター  
オリオンプラントサービス株式会社
- (海外) B&E ENGINEERS  
NJS CONSULTANTS (OMAN), L.L.C.  
CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A.  
NJS ENGINEERS INDIA PVT. LTD.

(注) 株式会社NJSデザインセンター及びNJS CONSULTANTS (OMAN), L.L.C.につきましては現在清算中であります。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 NICCI TECHNOLOGY, INC.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(注) NICCI TECHNOLOGY, INC.につきましては現在清算中であります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

0社

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社等の名称 NICCI TECHNOLOGY, INC.  
株式会社ジェー・イー・シー
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(注) NICCI TECHNOLOGY, INC.につきましては現在清算中であります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD. (3月31日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.につきましては、連結決算日で本決算に準じた仮決算を実施した上で連結しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### (イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### (ロ) その他有価証券

###### ・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産

###### ・未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

##### ② 固定資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

###### 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 4年～50年 |
| 機械装置      | 7年     |
| 車両運搬具     | 3年～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 3年～23年 |

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

###### ・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

###### ・市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

###### ニ. 長期前払費用

定額法

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額基準による当連結会計年度の負担額を計上しております。

###### ハ. 受注損失引当金

受注業務における将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務に係る損失について、損失発生見込額を計上しております。

###### ニ. 損害補償損失引当金

将来の損害補償の履行に伴い発生するおそれのある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており  
ます。
- ロ. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
- ハ. 退職給付に係る会計処理の  
方法  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における  
退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しておりま  
す。なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌期において全  
額一括処理しております。また、退職給付水準の改定に伴う  
過去勤務費用については、発生年度の従業員の平均残存勤務  
期間（15.0年）で定額法により処理しております。  
なお、当社の執行役員に対する退職慰労引当金を含んでおり  
ます。執行役員部分については、執行役員の退職慰労金の支  
給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上して  
おります。



## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 投資有価証券 | 500千円    |
| 長期預金   | 42,980千円 |

上記資産は、業務の履行を保証するために担保に供しているものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,602,232千円

### (3) 偶発債務

(訴訟関係)

①当社の連結子会社である在コスタリカ国の現地法人CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A.が、社外委託先の現地測量業者より提起されていた未払委託料及び精神的被害等に係る損害賠償（合計1,322千USドル 約146,000千円）を求める訴訟について、コスタリカ国サンホセ地方裁判所は原告の請求をすべて退けましたが、原告はこれを不服として控訴しております。

原告は、測量業の営業許可を有していないことを隠蔽したうえで業務を請け負っており、当方といたしましては、引き続き、委託契約の無効を主張してまいります。

②当社及び当社の連結子会社であるNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C.（清算会社）他1者は、オマーン国においてNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C.が清算手続きを開始したことに起因して、取引先より清算手続きの取下げ、または清算会社による契約業務の履行、もしくは損害賠償（3,807千オマーンリアル 約1,097,000千円）の支払いを求める訴えを提起されております。

当社といたしましては、会社清算手続きは当該取引先との契約条項に則った正当な手続きであると考えており、法廷の場で適切に対応していく方針であります。

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 10,048,000株      | —                | —                | 10,048,000株      |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 300,078株         | 163株             | —                | 300,241株         |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 163株

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-----------|----------|-----------------|----------------|
| 2018年3月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 194,958千円 | 20円      | 2017年<br>12月31日 | 2018年<br>3月26日 |
| 2018年8月9日<br>取締役会    | 普通株式  | 194,956千円 | 20円      | 2018年<br>6月30日  | 2018年<br>9月11日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
上記の事項については、次のとおり付議する予定であります。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-----------|-------|--------------|-----------------|----------------|
| 2019年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 243,693千円 | 利益剰余金 | 25円          | 2018年<br>12月31日 | 2019年<br>3月27日 |

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用規程に基づき安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達は全て自己資金で賄っております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、回収状況を定期的にモニタリングし管理をしております。また、回収遅延債権については、毎月、取締役会に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、その内容が取締役会に報告されております。

長期預金は定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

営業債務である業務未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                           | 連結貸借対照表<br>計上額(※)<br>(千円)         | 時価(※)<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|---------------------------|-----------------------------------|---------------|-------------|
| ① 現金及び預金                  | 13,615,344                        | 13,615,344    | —           |
| ② 受取手形及び完成業務未収入金<br>貸倒引当金 | 1,517,468<br>△59,226<br>1,458,241 |               |             |
| ③ 投資有価証券<br>その他有価証券       | 1,445,671                         | 1,445,671     | —           |
| ④ 長期預金                    | 42,980                            | 42,980        | —           |
| ⑤ 業務未払金                   | (743,301)                         | (743,301)     | —           |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は、次のとおりです。

- ① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び完成業務未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ③ 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- ④ 長期預金  
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑤ 業務未払金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分         | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------------|-----------------|
| 非 上 場 株 式   | 14,654          |
| 関 係 会 社 株 式 | 2,500           |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) ③ 投資有価証券」には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、愛知県名古屋市内において賃貸用の共同住宅（土地を含む）及び東京都新宿区において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は99,686千円（賃貸収益は売上高、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額          |                    |                    | 当連結会計年度末の時価<br>(千円) |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 当連結会計年度期首残高<br>(千円) | 当連結会計年度増減額<br>(千円) | 当連結会計年度末残高<br>(千円) |                     |
| 2,020,980           | △43,628            | 1,977,351          | 2,535,000           |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度増減額の、主な減少は減価償却であります。  
3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産調査報告書」に基づく金額であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,858円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 197円74銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年2月19日

株式会社N J S  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 山 英 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 片 桐 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N J Sの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N J S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月22日

株式会社N J S 監査役会

|       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 安田 | 伸一 | ㊟ |
| 社外監査役 | 豊口 | 直樹 | ㊟ |
| 社外監査役 | 増  | 智之 | ㊟ |

## 貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|----------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                  | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>16,882,706</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>4,053,038</b>  |
| 預 金                  | 12,789,259        | 業 務 未 払 金               | 416,687           |
| 完 成 業 務 未 収 入 金      | 967,290           | リ ー ス 債 務 金             | 2,772             |
| 未 成 業 務 支 出 金        | 2,568,131         | 未 払 金                   | 795,770           |
| 前 払 費 用              | 48,227            | 未 払 費 用                 | 111,857           |
| 繰 延 税 金 資 産          | 333,367           | 未 払 法 人 税 等             | 1,012,258         |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金    | 13,155            | 未 払 消 費 税 等             | 316,556           |
| そ の 他                | 163,274           | 未 成 業 務 受 入 金           | 559,826           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>6,390,539</b>  | 預 り 金                   | 243,604           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>2,198,576</b>  | 前 受 収 益                 | 9,939             |
| 建 物                  | 1,020,317         | 賞 与 引 当 金               | 324,847           |
| 構 築 物                | 0                 | 受 注 損 失 引 当 金           | 13,546            |
| 機 械 装 置              | 11,320            | 損 害 補 償 損 失 引 当 金       | 233,783           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 89,703            | そ の 他                   | 11,587            |
| 土 地                  | 1,077,235         | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,305,605</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>170,586</b>    | 長 期 リ ー ス 債 務           | 5,313             |
| ソ フ ト ウ ェ ア          | 153,405           | 長 期 未 払 金               | 11,764            |
| 電 話 加 入 権            | 16,998            | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,142,296         |
| そ の 他                | 182               | 長 期 預 り 保 証 金           | 67,830            |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>4,021,376</b>  | 資 産 除 去 債 務             | 78,401            |
| 投 資 有 価 証 券          | 628,185           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,358,644</b>  |
| 関 係 会 社 株 式          | 1,549,352         | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金    | 1,216,113         | 株 主 資 本                 | 17,456,364        |
| 長 期 前 払 費 用          | 9,832             | 資 本 金                   | 520,000           |
| 繰 延 税 金 資 産          | 238,663           | 資 本 剰 余 金               | 300,120           |
| 敷 金 及 び 保 証 金        | 419,230           | 資 本 準 備 金               | 300,120           |
| 貸 倒 引 当 金            | △40,000           | 利 益 剰 余 金               | 17,035,565        |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>23,273,245</b> | 利 益 準 備 金               | 38,500            |
|                      |                   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 16,997,065        |
|                      |                   | 別 途 積 立 金               | 13,170,000        |
|                      |                   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,827,065         |
|                      |                   | 自 己 株 式                 | △399,321          |
|                      |                   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 458,237           |
|                      |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 458,237           |
|                      |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>17,914,601</b> |
|                      |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>23,273,245</b> |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

# 損 益 計 算 書

(2018年1月1日から  
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額      |            |
|-------------------------|----------|------------|
| 売 上 高                   |          | 13,814,593 |
| 売 上 原 価                 |          | 7,184,410  |
| 売 上 総 利 益               |          | 6,630,183  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |          | 3,945,065  |
| 営 業 利 益                 |          | 2,685,118  |
| 営 業 外 収 益               |          |            |
| 受 取 利 息                 | 13,788   |            |
| 受 取 配 当 金               | 20,088   |            |
| 受 取 貸 貸 料               | 4,430    |            |
| そ の 他                   | 16,813   | 55,121     |
| 営 業 外 費 用               |          |            |
| 為 替 差 損                 | 8,912    | 8,912      |
| 経 常 利 益                 |          | 2,731,326  |
| 特 別 利 益                 |          |            |
| 資 産 除 去 債 務 戻 入 益       | 10,820   |            |
| 損 害 補 償 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 21,747   | 32,567     |
| 特 別 損 失                 |          |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 4,971    |            |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 63,282   |            |
| 損 害 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 80,375   | 148,629    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |          | 2,615,265  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 999,400  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △170,016 | 829,384    |
| 当 期 純 利 益               |          | 1,785,881  |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。



## 株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から  
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |         |           |            |             |            |             | 自己株式       | 株主資本<br>合計 |
|---------------------------------|---------|---------|-----------|------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |            |             |            | 利益剰余金<br>合計 |            |            |
|                                 |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金   |             |            |             |            |            |
|                                 |         |         |           | 別途積立金      | 繰越利益<br>剰余金 |            |             |            |            |
| 2018年1月1日残高                     | 520,000 | 300,120 | 38,500    | 13,170,000 | 2,431,099   | 15,639,599 | △399,044    | 16,060,675 |            |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |           |            |             |            |             |            |            |
| 剰余金の配当                          |         |         |           |            | △389,915    | △389,915   |             | △389,915   |            |
| 当期純利益                           |         |         |           |            | 1,785,881   | 1,785,881  |             | 1,785,881  |            |
| 自己株式の取得                         |         |         |           |            |             |            | △277        | △277       |            |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |         |           |            |             |            | —           | —          |            |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —       | —         | —          | 1,395,966   | 1,395,966  | △277        | 1,395,688  |            |
| 2018年12月31日残高                   | 520,000 | 300,120 | 38,500    | 13,170,000 | 3,827,065   | 17,035,565 | △399,321    | 17,456,364 |            |

|                                 | 評価・換算差額等         | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------------|------------------|------------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 |            |
| 2018年1月1日残高                     | 466,359          | 16,527,034 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |            |
| 剰余金の配当                          |                  | △389,915   |
| 当期純利益                           |                  | 1,785,881  |
| 自己株式の取得                         |                  | △277       |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | △8,121           | △8,121     |
| 事業年度中の変動額合計                     | △8,121           | 1,387,566  |
| 2018年12月31日残高                   | 458,237          | 17,914,601 |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### 1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### 2) その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

・未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～50年

構築物 10年～15年

機械装置 7年

工具、器具及び備品 3年～23年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

・市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### ④ 長期前払費用

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額基準による当事業年度の負担額を計上しております。

##### ③ 受注損失引当金

受注業務における将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務に係る損失について、損失発生見込額を計上しております。

##### ④ 損害補償損失引当金

将来の損害補償の履行に伴い発生するおそれのある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌期において全額一括処理しております。また、退職給付水準の改定に伴う過去勤務費用については、発生年度の従業員の平均残存勤務期間(15.0年)で定額法により処理しております。なお、執行役員に対する退職慰労引当金を含んでおります。執行役員部分については、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

投資有価証券 500千円

上記資産は、業務の履行を保証するために担保に供しているものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,536,267千円

### (3) 保証債務

① 下記の関係会社の金融機関に対する債務に対し、次のとおり債務保証をしております。

保証先 (株)NJSコンサルタンツ

極度額 3,332,000千円

摘要 銀行との間の取引で生じる債務の連帯保証

② 関係会社オリオンプラントサービス(株)を被保証人として、事務所の賃借人としての賃料（現行月額864千円）の支払等一切の債務について、当該事務所賃借人に対して連帯保証を行っております。

### (4) 偶発債務

当社及び当社の連結子会社であるNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C.（清算会社）他1者は、オマーン国においてNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C.が清算手続きを開始したことに起因して、取引先より清算手続きの取下げ、または清算会社による契約業務の履行、もしくは損害賠償（3,807千オマーンリアル 約1,097,000千円）の支払いを求める訴えを提起されております。

当社といたしましては、会社清算手続きは当該取引先との契約条項に則った正当な手続きであると考えており、法廷の場で適切に対応していく方針であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 21,124千円

② 長期金銭債権 1,229,268千円

③ 短期金銭債務 51,086千円

(6) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

長期金銭債務 10,094千円

(注) 取締役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 52,139千円

② 売上原価 283,673千円

③ 営業取引以外の取引高 91,631千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株数 | 当事業年度増加株数 | 当事業年度減少株数 | 当事業年度末の株数 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 普通株式  | 300,078株  | 163株      | —         | 300,241株  |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 163株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因別内訳

(流動資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産    |           |
| 賞与引当金     | 99,468千円  |
| 受注損失引当金   | 4,148千円   |
| 損害補償損失引当金 | 71,584千円  |
| 未払社会保険料   | 23,239千円  |
| 未払事業税     | 48,629千円  |
| 未払金       | 79,985千円  |
| その他       | 6,311千円   |
| 繰延税金資産合計  | 333,367千円 |

(固定資産)

|               |            |
|---------------|------------|
| 繰延税金資産        |            |
| 退職給付引当金       | 349,771千円  |
| 投資有価証券評価損     | 23,556千円   |
| 固定資産評価損       | 106,179千円  |
| 資産除去債務        | 24,006千円   |
| 減価償却費         | 82,376千円   |
| フリーレント        | 10,426千円   |
| その他           | 19,842千円   |
| 繰延税金資産小計      | 616,158千円  |
| 評価性引当額        | △172,240千円 |
| 繰延税金資産合計      | 443,917千円  |
| 繰延税金負債        |            |
| 資産除去債務に係る除去費用 | 10,986千円   |
| その他有価証券評価差額金  | 194,267千円  |
| 繰延税金負債合計      | 205,254千円  |
| 繰延税金資産の純額     | 238,663千円  |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

| 種類   | 会社等の名称        | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係               | 取引の内容    | 取引金額(千円) | 科目            | 期末残高(千円)  |
|------|---------------|----------------|-------------------------|----------|----------|---------------|-----------|
| 子会社  | (株)NJSコンサルタンツ | 所有<br>直接100%   | 資金の援助<br>業務受託先<br>業務委託先 | 資金の貸付    | 150,000  | 関係会社<br>長期貸付金 | 1,050,000 |
|      |               |                |                         | 資金の回収    | 200,000  |               |           |
|      |               |                |                         | 業務の受託    | 12,639   | 完成業務未収入金      | 3,609     |
|      |               |                |                         | 利息の受取    | 3,452    | 未収入金          | 152       |
|      |               |                |                         | 事務手数料の受取 | 9,700    |               |           |
|      |               |                |                         | 業務の委託    | 24,592   | —             | —         |
| 保証債務 | 1,264,603     | —              | —                       |          |          |               |           |

(注1) 保証債務については、金融機関との間の取引で生じる債務に対して保証しております。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含んでおらず、期末残高には消費税等を含んでおります。

(注3) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件を勘案したうえで決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,837円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 183円21銭   |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年2月19日

株式会社N J S  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浅 山 英 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 片 桐 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N J Sの2018年1月1日から2018年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

第69期の期末配当につきましては、株主様に対して業績に対応した配当を継続的に  
行い、長期的に安定した利益還元を行う当社の基本方針に基づき、次のとおりといた  
したいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は243,693,975円となります。  
これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき金45円となりま  
す。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年3月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案  
において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託  
（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入すること  
について、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、すでに定めております取締役の報酬等の額とは別枠として、新たな株式  
報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願い  
するものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご  
一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名です。

### 2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に  
基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対  
して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で  
換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給  
付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受け  
る時期は、原則として取締役の退任時となります。



(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2019年5月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2019年12月末日で終了する事業年度から2021年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年5月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、1億円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、1億円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、1億円を上限とします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて実施することとします。

ご参考として、2019年2月12日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額1億円を原資に取得する株式数は、最大で63,700株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役が給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図していません。

(9) 配当の取扱い

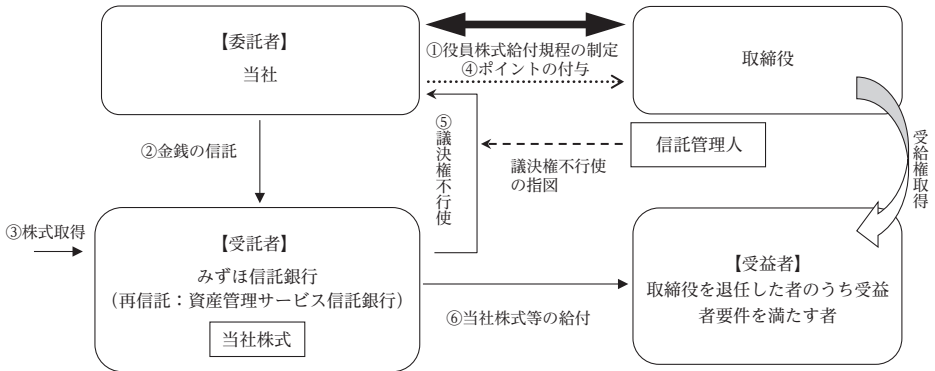
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

## (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役会给付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>

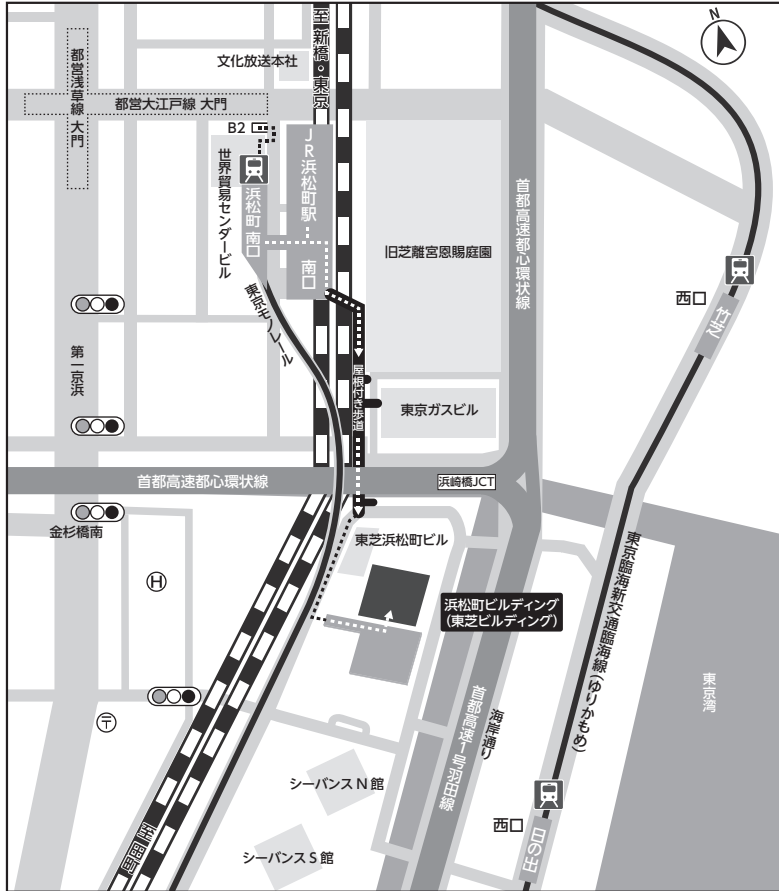


- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場： 浜松町ビルディング14階 当社会議室  
東京都港区芝浦一丁目1番1号



## 交通のご案内

- JR山手線・京浜東北線／モノレール「浜松町駅」南口徒歩7分
- 都営大江戸線／浅草線「大門駅」B2出口徒歩12分
- ゆりかもめ「日の出駅」西口徒歩10分

